

ベーシックインカム哲学3 非優越的多様性基準

要約

3-1 拡張されたオークション

今までは単純化のために人々の内的賦与(才能、能力、潜在能力)は同じと考えてきた。しかし、実際にはそんなことはありえない。ハンデを背負った人々も多く存在する。そのような現代社会において、持続可能な最高水準のベーシックインカムが与えられさえすれば、実質的自由は最大化される、という主張には無理があるのではないだろうか？

では、妥当な正義的分配の基準を算出することはできるのか？

例をあげるなら、一部の人がもつ高価な嗜好を許さず、かつ能力の劣る人の特別なニーズに配慮できるような、外的賦与の分配方法を出すことはできるのか？

この問いを考察するためには、ポリポリスの文脈で考える必要がある。

ポリポリス...その成員たちが、才能や嗜好など、あらゆる面で異なる、十人十色の世界。

すべての人が同じ能力を持つと仮定した場合、リアルリバタリアンは、すべての人に同額かつ最高水準のベーシックインカムを与える、という方法を推奨している。

果たして、ポリポリスの文脈で考えた場合、リアルリバタリアニズムはこの基準から出る必要があると考えるのか、否か。

あるとするなら、どのような方法なのか？

瀧川先生曰く、「こういった制度は、能力、才能には敏感であるべき。嗜好については鈍感であるべき。」だそうです。

方法その 拡張されたオークション

通常のオークションというと、競売にかけられるのはいわゆる商品だけが拡張されたオークションでは出品されるものが、個々人の能力にまで拡張されている。

競売にかけられるのは外的資源だけでなく、人々の才能、イコール人々が自分の時間を意のままにする力も含まれる。

人々がその力を保持しようとするなら、彼らは自分の才能を使用したいと望むほかの誰よりも、自分の才能に高い値をつけなければならない。

逆に考えると、価値ある才能をまったく持たない人は、自分の時間を非常に安価で手に入れることができる。高度の生産的能力を持つ人々は、自分の時間を得るのに非常に大

きな対価を必要とされ、自分の才能を持って稼いだ所得でそれを払わねばならなくなる。才能のない人々にとって、非常に有利な状況。

(例) イチロー 彼はものすごい野球の才能を持っている。彼の能力に対する入札者は彼自身、他はチームの経営者など。経営者は彼に莫大なお金を払い、彼の時間を買っている。彼が自分の時間をもっと増やしたいと思って野球をしなくなれば、その莫大なお金も入ってこなくなる。つまり、彼は自分の自由な時間を手に入れるのに莫大なお金を払っているのと同じなのである。

この拡張されたオークションをもっとも単純に制度化すると、平均的才能を下回る人に対しては、その能力を平均まで押し上げる補助金を給付し、上回る個人に対しては押し下げる税を課するというものになる。

このようなシステムは「普遍的」なベーシックインカムとは対立するものだが、しかし、このような制度でも、人々の「羨望」まで取り除くことはできない。

(例) ケビンとサラ

ケビンは類まれなるランナー。サラは魅力的なシンガー。その他の能力は同じ。

しかし、サラにとって一番の喜びはレースで勝つことで、ケビンにとってのそれが素晴らしい歌声を持つことだとすると、お互いが、お互いの内的付与を羨望することとなる。ケビンが優れたランナーとなり、稼ぐことに成功したとしよう。その場合、保証金がサラのほうへいく。その保証金によってサラはケビンのことが「少しうらやましくなくなる」が、ケビンのサラへの羨望は依然として残る。つまり、外的付与の移動だけでは羨望を取り除くことは出来ない。

嗜好が同じであるならば、このような事態は起こらない。二人ともレースで勝つことが一番の喜びなら、元から、ケビンからサラへの羨望は存在しない。陸上界でケビンが成功し、サラが失敗してもケビンからさらに保証金がいきサラの羨望は緩和されるからである。

3 - 2 ピープショーで働くこと、広場でデートすること

確かに、前述のような制度をとれば稼働能力は平等化され、ある人が負わされるもの、またある人が援助をうけるもの、はその人の能力によって決まり、その人の嗜好は影響しない。つまり、稼働能力を平等化することで、能力のない人々の機会を最大化しているので、一見、リアルリバタリアニズムに適っているかのように思える。

しかし、この提案はあまりに望ましくない二つの帰結をもたらしてしまう。

() 能力のある人は、それだけ自分の時間を費やして、税などを払うに足りるお金を稼がねばならない。しかし、能力のない人は、その能力のなさゆえに、その能力を一定まで押し上げる補助金を受け取る。これは、能力のある人の私的所有を侵害し、

社会を支えるための奴隷としてしまっているのではないか？

- () 平等化する能力を稼働能力だけに限定していることは、例えば、容姿の良し悪しなどはその能力に含まれないことになるが、それは、一部の人のにとっては無慈悲なものとなりうる。

(例) 綺麗なラブリー、不器量なロンリー

二人は能力が平均以下で、その人の容姿によって稼ぐ手段(ピープショー等)が無いと仮定すると、この二人は同一の補助金を受け取ることとなるが、ラブリーはその容姿によって楽しく異性と過ごすことが出来るが、ロンリーはそれが出来ない。この二人を平等に扱う手続きでは、彼女たちが本当に価値ありとみなすものを平等化しないことは明らか。

3 - 3 無知のヴェール下での保険

方法その ドウォーギンの保険制度

ロナルド・ドウォーギン

「拡張されたオークション」の全体的な要点である「生まれつきの能力が低いために所得の低い人が存在してはならない」という考えを逆にとらえ、「より多くの才能に恵まれたからといって、そのために少ない余暇を強要されることがあってはならない」と考え、「拡張されたオークション」はこの点が満たされていないとして、これに反対している。

ドウォーギンが提案するのは、次の三つの案である。

- () 人々は自分の能力については無知だが、どのような能力が社会で重宝されるかについては知っていること前提。

そのうえで、ある個人に対して、ある特性の有無に関して、どれだけの保険金をかけるかをその人に決めさせる。その人にとってその能力が重要なものであればある程、それをもたないときに受け取る補助金も高くなるが、それに比例して納める保険金も大きくなる。

- () 人々は自分の能力については知っているが、その能力が世間でどれほど高く評価されるのか、については無知であること前提。

そのうえで、自分に保証したい稼働能力の高さを選択し、その才能に対応した稼働能力が低いことが分かった場合、その人は一括補助金を受け取る。高いことが分かった場合には、一括税を支払わなければならない。

- () 人々は自分の持つ嗜好は知っているが、持たないことがハンディキャップとなるような才能を有しているかどうかに対しては無知。

() と同等の保険に加入し、ある人の、他の人より著しく劣る点が、本当に忌むべきものとされた場合、ハンディキャップとして認定され、その人には十分な補償を受け取る。

3 - 4 ドウォーギンに対する四つの異論

一つ目 ()と()に対して。

内的賦与の中でも市場化されうるものを特権化し、市場化されえないものは軽視しているのではないか？

二つ目 ()に対して。

一般的なハンディキャップと特定の能力の欠如との間の区別が依然として曖昧。

三つ目 ()と()に対して。

同じ能力をもつ人々に対して、彼らの嗜好が違うことを理由に、不平等な外的賦与を与えてしまう結果を招き得る。

(例) フットボールに天分を持ち、オーボエを演奏したいと考える二人の人がいる。

一人はオーボエ奏者になり、一人はフットボールの選手になった。(嗜好の違い) 選手になった方は多く稼げるので保障を受けられないが、奏者になったほうは、保障が受けられる。能力は同じなのに、嗜好の違いによって外的賦与に差が出てしまっている。

四つ目 ()と()と()すべてに対して。

安価な嗜好をもつ人々がしたいと欲するであろうことをする実質的自由を減退させてしまうのではないか。ドウォーギンの保険スキームは、ある程度人々の嗜好に依存して保障を与えている。ある人が高価な嗜好を持ち、その嗜好に対する能力が無かった場合、多くの保証金が支払われる。つまり、高価な嗜好を持ったがゆえに多くの保証金が支払われている。

ならばとりあえず高価な嗜好を持ったほうがいい、ということになり、安価な嗜好を持っていた人も、高価な嗜好を持ってしまうようになってしまっているのではないか。

3 - 5 アッカーマン提案の一般化

アッカーマン提案… 遺伝的資質の格差から平等を規律する。

これを遺伝的資質だけでなく他の要素も含んで考える。

ある個人 A の生まれ持った才能による可能性が、別の個人 B の持つ可能性の完全な部分集合であるならば、それは A が B よりも不自由だと言える。

あらゆる面で B が A より優れている状況などはそう存在しないのでは？

(例) 盲目で聾啞であっても天才的な数学センスを持っている。

個々の才能に関して優位でなくても相対的に考えて B が A よりも優越していると考えられる場合を指す。社会の人間すべてが A ではなく B になりたいと思うような状況がこれに当たる。

(例) A が盲目で聾啞であることを理由に万人が A よりも B になりたいと思う場合。

つまりその社会が A の持つ資質をハンディキャップと認めているため、A への補償が認められることになる。(以下：非優越的多様性基準)

方法その 非優越的多様性基準の特徴

- ・ハンディキャップに応じた補償を認めている。
- ・嗜好の違いから来る補償は認めていない。
- ・社会が持つ奇形や事故の発生率、生概念の多様性によって左右される。

以上を踏まえ拡張されたオークションの問題点にどう対処するのか？

(1)能力を持った人間の奴隷化

余暇を愛好する人間が存在する以上、すべての人間が能力を持った人間を選好することは稀である。よって能力を持つ者から持たざる者への強制的な再分配が軽減される。

(しかしハンディキャップを持つ人々が優越するまでの補償を行うとすると奴隷化が起こる可能性がある)

(2) 儲ける力を持った才能の特権化につながるか？

才能の儲ける力で判断するのではなく全面的に劣っているとされるハンディキャップにのみ補償が行われる。

つまり最終的には、万人が A より B になりたい、と考えるようなペアが存在しなくなることが基準として求められる。よってその社会にある選好表により左右されることになる。

3 - 6 不十分な分配？

非優越的多様性基準ではあまりに小さな再分配しか正当化できないのではないかともし視覚障害に対しある人が「これは神の恩寵だ、うらやましい」と判断すれば補償できなくなるのではないかと？

そのある人の認識が社会から逸脱したものである、または自分が何を選好しているのか理解していない場合は、その選好を採用する必要はなく補償は正当化される。

(例)礼拝により膝にハンディキャップを抱えている信者のケース(?)

能力が同じだが状況が違う場合の不平等を是正できない？

(例)年老いた親を持つ者と持たない者の間には明確な負担の差がある。しかし社会に一人でも親を養うことに価値を見出さない者がいればその間での再分配は認められない。

選好表により発生してしまう不平等。

3 - 7 諸他のオルタナティブな戦略

非優越的選好基準への批判となる3つの戦略に対し反論している。

第1の戦略

個人が善き生概念に照らし善き生につながるとわかっている手段として才能を評価するシステム。

目的となる善き生が特定の層に偏っているため、奇抜な嗜好を持つ者が制限され、多数派の生概念を強調することにつながる。

第2の戦略

少数派の奇抜な行動により補償がされなかったケースのために、個人の持つ賦与の優劣を満場一致ではなく例えば3分の2など緩和する。

選好の優劣をめぐるループが起こる恐れがある。また施行される制度を認めない個人が制度に対して責任を持たないだろう。

『コンドルセのパラドックス』Aの才能よりBの才能が良い、BよりCかな。CだったらAの才能の方が良いな。ぐるぐると回る…

第3の戦略

まず前提として嗜好が所与のものとする。

安定して生きたいと望むヒッピーと、立身出世を望むヤッピーがいる。結果的にヤッピーの厚生が挑戦故に悪くなったとしたらヒッピーからヤッピーへの所得移転をすべきだろうか。才能に差が無くとも嗜好の違いがあるためにヤッピーの厚生が低下していると考えられるため、非優越的多様性基準はヤッピーを保護するだろう。

しかし嗜好が自由に選べる前提の場合では厚生平等基準はヤッピーに対し、もしヤッピーが安定した生き方をしたときにヒッピーと同じほどの厚生が得られるように補償をした方が平等ではないかと考える。

厚生の充実だけを目的とする厚生主義の場合、嗜好によりヤッピーが厚生を悪化させた場合には才能が劣るヒッピーからヤッピーへの再分配をも認めてしまう。

以上3つの戦略は不十分であるため、非優越的多様性基準がより優れていると筆者は述べている。

3 - 8 過大な再分配？

(1) コミュニティによって非優越的多様性基準は過大な再分配を正当化してしまうのではないか？ 社会がハンディキャップと認めてしまえばどのような賦与に対しても補償がなされることになり、コミュニティの風潮により分配基準が偏る。

(例) イスラム圏においてメッカに巡礼できない賦与はハンディキャップとみなされる。

(2) ハンディキャップを埋め合わせるほどの再分配は優越する才能を持つものの自由を過度に制限しないか？

レキシミナ非優越的多様性基準を適用する。

1. 非優越的多様性基準を持続的に満たす再分配が、一定の優越性の存続させることにより各人の実質的自由を最大化する。その条件ならばハンディキャップの存在を社会は容認するだろう。
2. 重いハンディキャップを有する人への再分配が社会の残りの人間の生活を著しく侵害するならば、厳格に基準達成を求めなくても良い。

これら2点の条件を発展させてゆけば上記の批判に対しても応えることができる上、自動的に社会の最大的自由を達成できる最適化効果が得られる。

以上の主張をもって、非優越的多様性の併用により持続可能なベーシックインカムを高い水準で実現できると主張している。

論点

二人の個人がそれぞれまったく同じ能力と嗜好を持っているが、片方は年老いた親を抱え、介護の必要に迫られている。しかし社会の選好が親の介護にあまり価値を認めない場合非優越的選好基準は補償を行わないとしている。この判断が適切であるといえるだろうか？

参考文献

ベーシックインカムの哲学 P・ヴァン・パリース著、後藤玲子 齊藤拓訳、2009 年勁草書房